

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いについて

■受領委任払いについて

市に登録された受領委任事業者が利用者からの委任に基づいて、住宅改修費又は福祉用具購入費の保険給付対象分（対象経費の9割～7割）を利用者に代わって受領する仕組みです。

利用者は、住宅改修完了時又は福祉用具購入時に受領委任事業者に対し、利用者負担分（対象経費の1割～3割）※を支払うこととなります。

■受領委任事業者の登録方法について

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任事業者登録申請書を市に提出してください。（福祉用具購入を実施する場合には、介護保険事業者の指定通知の写しを添付してください。）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任事業者登録決定通知を市から送付します。

■福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請について

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請書に次の書類等を添付して、市に提出してください。

- ① 受領委任に係る委任状
- ② 利用者負担分（対象経費の1割～3割）※の領収書の原本

■保険給付対象分の支払について

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請書の提出日の属する月から3月後に受領委任事業者が指定する預金口座に市から振込みます。なお、申請内容により3月以上かかる場合がありますので、支給決定通知書で振込内容をご確認ください。

※利用者負担割合について

介護保険負担割合証で利用者の負担割合（1割～3割）を確認してください。利用者負担分に1円未満の端数がある場合は、切り上げになります。

問い合わせ

大崎市民生部高齢障がい福祉課 介護保険担当 ☎ 0229—23—6125